

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## Kokugaku and The Codification of the Historical Line of Imperial Succession

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Saito, Tomoo メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000571">https://doi.org/10.57529/00000571</a>

# 皇統の代数確定と国学

齊藤智朗

## はじめに

令和元年五月一日、今上天皇が即位し、十二月二十七日には宮内庁により「第百弍拾六代」とある新調の皇統譜（大統譜）に即位及び御代替わりに伴う諸儀式に関する登録がなされた。今日の皇統の代数が確定したのは、大正十五年における皇統加列の大詔と皇統譜令<sup>〔1〕</sup>によるもので、この時最後に加列されたのが長慶天皇であった。

長慶天皇は、興国四年（一三四三）に後村上天皇の第一皇子

として出生し（母は嘉喜門院とされる）、名を寛成とした。正平二十三年（一二六八）、当時行宮があった住吉大社において、後村上天皇崩御に伴い即位したと言われる。北朝方に対し主戦派であったとされる一方、和歌や学問に深く精通し、『源氏物語』の註釈書である『仙源抄』を著したほか、天授二年（一二七六）に南朝内裏にて千首和歌（天授千首）を催行し、その時の歌の一部が伝わる（『長慶天皇千首』）。弘和元年（一三八二）に一旦完成した宗良親王の撰による南朝関係者の詠歌を収めた『新葉和歌集』を勅撰集に准ずる論旨を発して、同書には御製が入集されている。東宮（皇太弟）である熙成王、つまり後亀山天

皇に讓位した時期は、弘和三年（一三三三）ないし元中元年（一三八四）と見られる。讓位後は院政を敷いて、長慶院あるいは慶寿院と呼ばれ、元中二年（一三八五）には高野山の丹生明神へ宸筆願文を納めて戦勝を祈願した。南北朝合一が成立した二年後の応永元年（一三九四）に崩御している。

長慶天皇に関しては、即位の頃より南朝の衰退が著しくなり、行宮も度々遷されたため史料や記録が少なく、一方で後世に創作された書物や伝説・伝承も存しており、正確な事績や晩年の状況に不明な点が多かった。殊に長慶天皇の在位の有無をめぐっては江戸期以来諸説が提起され、明治期に入っても議論が続いたが、大正期に新たな史料が発見されたことで調査研究が大きく進展し、在位が証明された。これにより長慶天皇の在位が裁可され、第九十八代天皇として加列される運びとなったのである。<sup>2)</sup>

本稿は、江戸期から明治期にわたって練り広げられた長慶天皇の在位・非在位をめぐる議論の展開を概括するとともに、大正期に在位が確認されるに至った経緯とその学術的背景についての検証を通じて、皇統の代数確定を歴史的かつ同時代的に考察するものである。

## 一 江戸・明治期における長慶天皇の在位・非在位をめぐる言説

まずは長慶天皇の在位・非在位をめぐる諸説・議論の、江戸期から明治期にわたる展開について概観したい。<sup>3)</sup>

室町前期の南北朝合一の結果、北朝方が世系として皇位を継ぐことになり、その後の室町期を通じては北朝を正統とする認識が大勢を占めた。それゆえ南朝の事績等は顧みられない状況となり、長慶天皇の在位・非在位についてもほとんど問題とされなかつた。

江戸期になると、徳川幕府による修史事業が着手され、寛文十年（一六七〇）に『本朝通鑑』正統編が完成・進呈された。同書は天皇一代ごとに区切る編年体で著わされており、『続本朝通鑑』では南北両朝の天皇が併記され（ただし北朝正統とする）、そこで長慶天皇（長慶院）は一代として記載された。また、水戸藩主徳川光圀が編修を開始した『大日本史』では、いわゆる三大特筆の一つに挙げられる神器所在の意義と正名論の立場による南朝正統の位置づけとともに、南朝を後醍醐、後村上、長慶、後龜山四天皇とする南朝四代説が示された。ただ一方で

同時期には、宝永五年（一七〇八）成立の天野信景編『南朝紹運図』に代表される、長慶天皇の名である「寛成」と後亀山天皇の名「熙成」はともに「ヒロナリ」と同訓であるため同一人物と見なす「一帝両諱説」としての南朝三代説も唱えられ、同説を祖述した著作も数点見られた。しかし、『続本朝通鑑』及び『大日本史』における長慶天皇在位の記載から、この後の文政九年（一八二六）刊行の青山延于『皇朝史略』といった水戸学者による書籍はもちろん、同年の岩垣松苗『国史略』や翌年の頼山陽による『日本外史』等でも、長慶天皇を一代と見なすことが一般的であった。

当時、長慶天皇在位の根拠となったのは、まず元中二年（一三八五）の高野山宸筆願文である。同願文は「発願事、右今度之雌雄如思者、殊可致報賽之誠之状如件（発願の事、右今度の雌雄思ふが如くんば、殊に報賽の誠を致すべきの状、件の如し）」と、「雌雄」を決する場面での勝利を祈る旨が記され、その末尾に「太上天皇寛成敬白」とあり、元中二年に「寛成」名の太上天皇が存在したことが明示されている。また、足利義満・義持・義量三代にわたる幕府の法令や將軍の動靜、出来事等を日記体で記した北朝側の記録である『花宮三代記』の応安六年（南朝では文中二年、一三七三）八月二日条には「南方奉

讓位於御舍弟宮」と、南朝で皇太弟への讓位があったとの記事が存する。後村上天皇は正平二十三年（一三六八）に崩御しており、後亀山天皇は元中九年（一三九二）の南北朝合一時の天皇であることから、南朝で文中二年に当たるこの年に讓位した天皇は長慶天皇以外に考えられず、これをもって長慶天皇の在位を示す有力な証拠とされた。

しかし江戸後期に国学者の塙保己一が長慶天皇非在位に基づく南朝三代説を説いた「はなさく松（花咲松）」を発表したことにより、一転して非在位説が有力になっていく。「はなさく松」は、当時『群書類従』の編纂・刊行に従事していた塙が彰考館総裁立原翠軒の推挙により『大日本史』の校訂編纂事業に携わるに臨み、長慶天皇の在位・非在位に関する所見を求められ、寛政元年（一七八九）に著したものである。同書では、弘和元年（一三八二）成立の南朝方の歌集である『新葉和歌集』の序文に「かみ元弘のはじめよりしも弘和の今にいたるまで、世は三つぎ年はいそとせのあひだ」と、元弘から弘和までの五十年間に「三つぎ」、つまり三代とあり、同様に天授元年（一三七五）の『五百番歌合』等にも「三代」と詠った歌が見えることから、「三代」とは後醍醐、後村上、後亀山三天皇を指すものであり、これにより長慶天皇の即位は否定されるべきものとしている

(このことは同時に、『新葉和歌集』が後龜山天皇の御代に成立したと見なすことを意味する)。また、前述の『花宮三代記』の南朝文中二年(一三七三)における讓位の記事についても、同書は北朝側の「武家の雜録」ゆえの「街談巷説」の伝聞の誤りであり、南朝の撰集である『新葉和歌集』に比べてはるかに信憑性に欠けるとし、ほかにも長慶・後龜山両天皇の母とされる嘉喜門院の御歌をまとめた『嘉喜門院集』の記載と合わせ考えると、後村上天皇崩御の正平二十三年(一三六八)から『新葉和歌集』成立の弘和元年(一三八一)まで讓位がなかったことは明らかであるとした。そして、高野山宸筆願文にある「太上天皇寛成」に対しては、そもそも長慶天皇(長慶院)は後龜山天皇の兄ではなく「弟」であるとした上で、平安期における小一条院の例(三条天皇の第一皇子である敦明親王が後一条天皇の即位に伴い東宮となるも、藤原道長の圧迫を受けて東宮を辞し、その後小一条院の院号を授けられ、太上天皇に准ぜられた例)から、長慶院も皇太弟としての東宮から直に太上天皇になったとし、さらに「追考」として長慶院と後龜山天皇の兄弟は不和の間柄にあり、そのため同願文にある「雌雄」とは、北朝方との対立ではなく、後龜山天皇との関係を指すものと論じた。

長慶天皇の在位を否認した書物は、江戸前期の貞享年間の成立とされる幕府書物奉行浅羽成儀による『桜雲記』(同書では寛成親王(長慶天皇)を後龜山天皇の皇太子と捉えている)をはじめ夙に見られ、正徳四年(一七一四)には第五代金沢藩主前田綱紀が、『新葉和歌集』に所収の「御製」とある歌は永享十一年(一四三九)に成立した最後の勅撰和歌集となる『新続古今和歌集』で「後龜山院御製」として収められていることを指摘し、長慶天皇の即位を明確に否定していた。埜の論はさらに当時までの南朝四代説が提示していた根拠を悉く批判し、長慶天皇の在位を明確に否定したのである。

埜の「はなざく松」は長慶天皇非在位説の「雄編」にして賛同者が多数出るところとなり、三代説を唱える数々の著作が発表されていった。これに対し、長慶天皇在位を主張する水戸学が反駁を加えて議論・論争が展開されるようになった。ただし、江戸後期の水戸学者は、『大日本史』に基づいて長慶天皇の在位を主張しつつも、一方では埜が説いた後龜山天皇とは不和であったとする説は採り入れて、建徳元年(一三七〇)以降、長慶天皇が文中二年(一三七三)に讓位するまで南朝では両天皇が両立したとする「南朝両立説」を唱えた。加えて、国学においても平田篤胤が『玉櫛』(文化八年刊)で在位説を採る一方、

伴信友は『残桜記』（文政四年刊）で非在位と捉えるなど、学問・学派を問わず各論者により解釈が異なった。こうして南朝の歴代天皇に関しては、後醍醐、後村上、後龜山の三代説と、後村上天皇の後に長慶天皇を加える四代説の大きく二説に分かれて、この流れが明治期を通じても続くことになった。

すなわち、明治前期から中期にかけての長慶天皇の在位・非在位をめぐる議論は、例えば木村正辞や黒川真頼は非在位説を主張し、小中村清矩、井上頼圀は「南朝両立説」に基づいた在位説を唱えるなど、明治十五年創立の皇典講究所や二十三年に設立した黎明期の國學院において教鞭を執った国学者の間でも意見が分かれた。殊に井上頼圀は、明治二十四年稿『長慶天皇御即位論』において、『新葉和歌集』や『五百番歌合』にある「三代」は、「代数」の「三代」ではなく、「世数」である「三世」を意味するものであり、それゆえ長慶天皇と後龜山天皇のどちらにも当てはまるものと捉えている。

明治後期の国学者による長慶天皇非在位説を唱えた主な著作として、谷森善臣が明治三十五年に刊行した『嵯峨野の露』がある。同書をめぐっては、翌三十六年に国史学者の久米邦武が「長慶天皇につきて妄を弁ず」と題する論考で逐一批判を加え、これに憤怒した谷森も「長慶天皇につきて妄を弁ずと云ふ説の

妄を弁ず」を著して久米の説に反論し、この谷森と久米の応酬は明治期における長慶天皇在位・非在位をめぐる代表的な議論の一つと言われる。谷森はこの『嵯峨野の露』において、結論は従来の非在位説と同じ趣旨であるものの新たな論拠等を示しており、例えば塙保己一が伝聞の誤りとした『花宮三代記』の文中二年讓位記事について、同時期の北朝方の三条実豊の日記である『実豊卿記』や石清水八幡宮の社務日誌『鳩嶺雜事記』に南朝における讓位の景況が一切見えないことから、『花宮三代記』の讓位記事を「誤聞」とする説を補強している。一方、塙が長慶・後龜山両天皇の間柄を不和とし、宸筆願文の「雌雄」は北朝ではなく後龜山天皇との関係を指すと解したことに對しては、当時の諸記録から南朝で内乱があった史実は見出せないとして、不和ではなくむしろ親睦の間柄にあり、それゆえ宸筆願文の「雌雄」はあくまでも北朝との関係を示すものと批判した。

このように、長慶天皇をめぐる諸説は、大きくは在位・非在位の両説に分かれるものの、その内容や論点は多種多様であった。また長慶・後龜山両天皇の関係性に対する認識において、在位説ならば両天皇の関係を親睦と捉え、非在位説ならば不和と見なすといった単純な構図にはなかつたことに表されるよう

に、在位・非在位のどちらの説も見解や解釈に統一性がない複雑かつ錯綜した様相を呈していたのである。<sup>7)</sup>

## 二 大正期における長慶天皇在位に関する研究

明治期における長慶天皇の在位・非在位をめぐる議論と並行して、国学や漢学といった伝統的な考証的学問においては、日本の近代化に伴う西洋の合理主義に基づく科学技術の摂取を背景に、実証的な研究方法や学問の専門分化が導入され、近代人文学の形成がもたらされた。殊に国学では、明治十五年に宗教と学問の分離（教学分離）及び国家や社会における実践・実用に基づく近代学問への転換が図られ、皇典講究所や東京大学文学部附属古典講習科といった研究教育機関が創設された。十八年には東京大学文学部において和文学科が特立し、これら機関で学んだ新時代の国学者も参加して、明治二十三年に皇典講究所を母体に國學院が設立された。國學院は世代や学派・学統を越えた国学における総合的な研究教育機関であり、国学を源流に国語学、国文学、国史学、日本法制史等の近代人文学が形成・確立していく上での主要な学術的基盤となった。<sup>8)</sup>

また、国学・漢学が近代人文学へと発展する原動力となった

のが、国家による修史事業である。明治維新以降の修史事業は、明治二年の「三条実美を修史総裁に任命の宸翰」を端緒に、五年に太政官正院に歴史課が新設され、八年に修史局、十年には修史館と改められ、十五年からは官撰国史として『大日本編年史』の編修が着手された。内閣制度の成立にともない十九年に内閣臨時修史局となり、二十一年には帝国大学文科大学に移管されて臨時編年史編纂掛、二十四年には地誌編纂掛とあわせて史誌編纂掛となった。しかし、二十六年、史誌編纂掛が廃止されるに伴い官撰国史の編修自体が停止され、代わって二十八年に設置された帝国大学文科大学史料編纂掛のもと、修史事業は新たに史料を収集編纂する事業へと転換し、『大日本史料』や『大日本古文書』の編纂が開始されることになった。<sup>9)</sup> 国家による史料編纂事業は、新たな史料の発掘と歴史研究の充実、さらには国史学者の養成といった成果を生み、こうした近代国史学を取り巻く環境を背景として、大正期には国史学者八代国治を中心に長慶天皇在位をめぐる研究にも大きな進展が導かれることになる。

八代国治<sup>10)</sup>は明治二十七年に國學院に入学し、白鳥庫吉の邸に寄寓しつつ、殊に栗田寛、萩野由之、池辺義象より教えを受け、明治三十年に主席で卒業した。卒業後は、池辺の推薦を受けて

東京帝国大学文科大學史料編纂掛に入り『大日本史料』編纂に関与し、三十八年には史料編纂官補、大正九年には史料編纂官に任ぜられた。当初は『大日本史料』第四編（鎌倉時代）編纂に携わり、大正四年より第六編（南北朝時代）編纂主任となった。明治四十四年より母校である國學院大學の講師、大正十二年には教授を兼任し、前年の十一年に「長講堂領の研究」により東京帝国大学から文学博士の学位も授与されている。

八代が長慶天皇在位をめぐる研究に従事した経緯を自身の弁に基づき説明すると、明治二十九年から三十七年にかけて吉川弘文館発行による『国史大辞典』の編纂を手掛けた折、「天皇」の条項において代数に関する議論を概説すべく研究に着手した際、長慶天皇即位については検証の余地があると感じたものの、辞典の完成が急がれたため十分な調査が行えなかった。<sup>11</sup>大正二年秋頃より『帝系図』の研究に着手し、南朝史料の多くが江戸期の偽作であり、従来の諸説がこれら偽書・偽系図に依拠した誤説であることを察して、専ら根本史料による研究に努めた結果、長慶天皇の在位が確實であることを見出すに至り、大正三年五月に「長慶天皇御即位考」を草して公表しようとした。しかし皇統に関するゆえ、とくに慎重を期してなおも研究を進め、宮内省図書寮からの助力も受けて自説を堅固にする史料を得た

上で、大正五年十一月に「長慶天皇御即位に就ての研究」を『史学雑誌』（第二十七編第十一号）に発表した。

八代は同論考において、『帝系図』（第一証）、『新葉和歌集』（第二証）、『嘉喜門院集』（第三証）、『帝王系図』（第四証）、『人王百代具名記』（第五証）、『畊雲千首』（第六証）の史料を典拠に長慶天皇在位を論証した。まず、第一証に掲げた醍醐寺所蔵『帝系図』は応安四年（一三七二）、南朝では建徳二年に書写されたもので、「当今」とある傍らに「寛成南方」と記されており、長慶天皇の在位を明示している。『帝系図』に対しては従来、後世の書き入れが存するため信憑性に欠けるとしてその史料的価値が認められていなかった。しかし、八代が書風や筆跡、墨色を改めて確認したところ、書写年である「応安第四」や北朝方の後円融天皇を「当今」とする箇所と右掲の「当今」・「寛成南方」とが同筆であることから、長慶天皇に関する記事も応安四年当時に書き記されたと見られ、加えて醍醐寺は南朝方の者も多く、それゆえ南朝の事情に精通した僧侶等による写しと考えられるとして、八代は『帝系図』を南朝の皇統を研究する上で信用できる史料であり、「帝王系図中長慶天皇の記事ある最古の系図にして、尤も価値ある史料」と位置づけている。

また第三証にある、前述の『嘉喜門院集』のうち、室町中期



の古写本である前田侯爵家本（尊経閣文庫蔵本）には袖書があり、そこに天授三年（一三七七）に嘉喜門院の歌集を清書して『新葉和歌集』の撰集資料に捧げたとする事情とともに嘉喜門院への当代天皇からの和歌があり、その詞書の「内の御かた」（当代天皇）に本文と同筆で「長慶院法皇」との傍註が記されている。つまり、天授三年は長慶天皇の御代であったことが確認でき、加えて同書の正平二十三年（一三六八）の歌の詞書にも「内の御方」とあることから、正平二十三年から天授三年までは少なくとも長慶天皇の御代であったことが明白となる。そして、同書所収の「内の御方」の御製が『新葉和歌集』に「御製」とある歌と合致することにより、『新葉和歌集』の「御製」は長慶天皇の御製であり、非在位説の有力な根拠の一つであった『新古今和歌集』での「後亀山院御製」との記載は（勅撰集であっても）誤りであるとして、八代は『新葉和歌集』が成立した弘和元年（一三八一）時も長慶天皇の御代であったことを証明するものと説いている。

また、塙保己一をはじめ非在位説が言及した長慶天皇と後亀山天皇の兄弟順についても八代は、そもそも多くの系図で長慶天皇が兄、後亀山天皇が弟とあることに加え、『大日本史料』編纂の過程で見出された河内金剛寺所蔵の長慶・後亀山両天皇

の信任を受けた内山光賢僧正による『印信秘抄』には、「依長慶院殿御尋光賢注進本也」とする同書の来歴が奥書に記されており、「長慶院殿」の肩書に「大覚寺仙洞（後亀山天皇）御兄」と明確に示されていることから、長慶天皇が後亀山天皇の弟であり、それゆえ東宮から直に太上天皇になったとする説は成立しないと主張した。

さらに、非在位説のほか「南朝両立説」でも説かれた長慶天皇と後亀山天皇の兄弟間が不和であったとする説に対しては、前述の谷森善臣が『嵯峨野乃露』で提示した不和説否定の論拠以外に、後述する『畊雲千首』奥書に、天授二年（一三七六）の千首和歌（天授千首）に当時東宮の後亀山天皇と歌を詠じたとあること、また塙が「雌雄」の語から兄弟間の不和を断じた宸筆願文についても、「太上天皇寛成」との記名から、院中の上皇として院政を敷いている状況が順調であったと見るべきであり、これにより兄弟間は一貫して親睦な関係にあり、そのため宸筆願文の「雌雄」も北朝との対立を指すものであるとしている。

これらのほか、第二証の『新葉和歌集』では、富岡謙蔵所蔵古写本（富岡本）の奥書に「南朝慶寿院法皇御在位之時」とあるのをもとに、ほかの関連史料から「慶寿院法皇」は長慶天皇

を指し、それゆえ長慶天皇の「御在位」も証明されること、また第四証の『帝王系図』（吹上本）に「後村上」に続き「吉野帝 寛成法皇」と、長慶天皇の即位が明示されていること、第五証として大正四年五月に八代が発見した常福寺所蔵『人王百代具名記』には、長慶天皇と後龜山天皇の名が前後誤写されているものの、南朝が四代で、かつ第九十七代天皇として「増長慶寿院法皇」と明記されていることを挙げている。さらに、八代は国文学者の武田祐吉より大正五年七月に提供された『畊雲千首』奥書についても第六証として取り上げて、長慶天皇の在位を論証した。

そもそも武田祐吉自身もまた長慶天皇在位に関する研究をかねてより行っていた。武田は大正三年、『わか竹』（第七卷第四号）誌上に「芳野朝の歌道」を寄稿し、そこでは南朝三代説を採って長慶天皇在位を否認したが、大正五年末に『日本及日本人』（第六九六号）に「長慶天皇を仰ぎ奉りて」と題する論考を発表して、『畊雲千首』奥書の内容を根拠に見解を改め、長慶天皇の在位が証明できるとした。武田は大正二年に國學院大學を卒業し、神奈川県立小田原中学校教諭や東京帝国大学万葉集校訂嘱託を務めた後、九年に國學院大學講師、十五年に同教授に就任した。昭和六年に「万葉集仙覚本の研究」により京都

帝国大学から文学博士の称号を受け、戦後の三十三年に逝去している。「長慶天皇を仰ぎ奉りて」を発表した大正五年は、武田が東京帝国大学万葉集校訂の嘱託となり巢鴨に在住していた時で、翌六年初頭には高柳光寿の妹園恵と結婚している。

武田が「長慶天皇を仰ぎ奉りて」で主に取り上げている『畊雲千首』は、天授二年（一三七六）の千首和歌（天授千首）に詠進した花山院長親（畊雲）の詠草である。『続群書類従』（第十四輯上）に収められているものの、同書には奥書がない。これに対して、武田は国文学者佐佐木信綱が所蔵する古写本に奥書があることを発見し、この奥書に示された『畊雲千首』成立の事情等を根拠に、長慶天皇在位の史実を論証したのである。

すなわち、奥書は元中六年（一三八九）及び応永二十二年（一四一五）の両度に記されており、そこで著者の花山院長親については、元中六年では「内大臣」とあり、応永二十二年では「畊雲散人」とある。加えて前者の元中六年時の奥書の首部に「天授二曆、仙洞并当今、以此題令詠御」とあり、ここで「仙洞」には「長慶院殿」、「当今」に「大覚寺殿」との傍註がなされている。この奥書から、元中六年（一三八九）時の「仙洞」（上皇）と「当今」（当代天皇）が、去る天授二年（一三七六）の千首和歌（天授千首）を詠じたことがわかる。一方、天授千首

の詠進者の一人であった宗良親王の『詠千首和歌（宗良親王千首）』（『群書類従』第十輯所収）にある天授三年に記された奥書に「天授二年の夏の末つかた。（…中略…）内春宮二御かた千首和歌あそはさるへし」と、「内」（当代天皇）と「春宮」（東宮）が千首和歌を詠じたとある。このことは、『宗良親王千首』奥書における天授三年（一三七七）の「内」（当代天皇）が、『畊雲千首』奥書に示される元中六年（一三八九）の「仙洞」（上皇）であり、同様に天授時の「春宮」（東宮）が元中時の「当今」（当代天皇）を表すことから、天授三年から元中六年の間に皇位の継承がなされたことが確実となる。さらに南朝の「第三帝」、つまり後村上天皇の次代に当たる天授三年時の「内」（当代天皇）については、後村上天皇が正平二十三年（一三六八）に崩御しており、後亀山天皇が上皇となったのが元中九年（一三九二）の南北朝統一後であること、『畊雲千首』奥書の応永の「仙洞」（上皇）の傍註に「長慶院殿」とあることから長慶天皇以外には考えられず、よって前述の八代と同じく「新統古今和歌集」に天授に詠まれた御製が「後亀山院御製」とあるのは「かならず誤り」と断定し、長慶天皇在位を立証したのである。

これにより、八代・武田両者に残された主要な問題は長慶天皇の在位期間、殊に長慶天皇がいつまで在位したかである。従

来の在位説では、『花宮三代記』の文中二年（一三七三）讓位の記事を踏まえて、長慶天皇の在位は後村上天皇崩御にともなう正平二十三年（一三六八）から文中二年（一三七三）までと説明されていた。しかし『畊雲千首』や『宗良親王千首』により、天授二、三年（一三七六、七）における長慶天皇の在位が明確になったため、文中二年讓位説が成立しなくなる。この問題に対し、八代・武田の両者ともに結論としては塙保己一が非在位説の中で説いたように、『花宮三代記』の文中二年讓位記事のほうに誤りであると断ずることで解決した。すなわち、これまでに掲げてきた文中二年以降の長慶天皇在位に関する傍証史料に加えて、谷森善臣が『嵯峨野の露』で述べた『実豊卿記』や『鳩嶺雜事記』に文中二年の南朝における讓位の記録が一切ないことや、『花宮三代記』の文中二年讓位記事は注進状による記録ではなく、風説等を記したものと認められることなどから、『花宮三代記』の文中二年讓位は「戦乱の際の流言」と見るべきであり、史実ではないとの判断に至った。こうして、文中二年讓位説の主要な根拠史料であった『花宮三代記』の記事が誤りと断定されたことにより、正平二十三年（一三六八）から少なくとも『新葉和歌集』が成立した弘和元年（一三八一）までは長慶天皇の在位が確認され、これに伴い『新葉和歌集』

序文における「三代」の記述も同書成立時までの後醍醐・後村上・長慶三天皇をそのまま表したただけのことであり、その後讓位して元中二年（一三八五）の高野山宸筆願文に示されるごとく「太上天皇」となったとする経緯とも矛盾や抵触なく受け入れられることになったのである。

長慶天皇の在位が確認されると、従来の史料の解釈にも変更が求められる、むしろ在位の史実を補強するものとなった。そこで八代は大正九年十月、同論考に新たに「第七証」として「飛鳥井本 本朝皇胤紹運録」を加えるなど本文に増補訂正を施し、かつ和田英松や佐佐木信綱による長慶天皇の著作『仙源抄』や和歌に関する論考を含めた「附考」や、関係史料及び先行諸説を集約した「研究資料」と「参考資料」を補した六六〇頁以上にわたる『長慶天皇御即位の研究』を刊行し、これにより長慶天皇の在位は学術的かつ史実として揺るぎないものとなった。この約四年後の大正十三年四月二日に八代は病歿するものの、逝去に伴い特旨をもって勲六等に叙されて瑞宝章を賜り、その二ヶ月後には『長慶天皇御即位の研究』により帝国学士院恩賜賞を受賞している。

### 三 長慶天皇の在位確定と皇代加列

明治維新以降、修史事業と並行して（あるいは一体の事業として）推進されたのが、皇統の代数確定のための調査編修である。

明治期における皇代確定の過程は、明治三年に大友帝、廢帝（淡路廢帝）、九条廢帝に弘文天皇、淳仁天皇、仲恭天皇の諡号が各々追号されて皇代に加えられた一方、神功皇后や飯豊尊、長慶天皇の加列については疑義があるとして認定されなかった。<sup>④</sup>殊に長慶天皇の皇代加列をめぐることは政府内でも意見が分かれる状況となり、正院歴史課による『皇統系図』編纂では、明治五年の初稿で「第百三代」として皇代に列するとされたが、再稿や三稿では列せられず、七年の脱稿に当たり「長慶院太上天皇御一代ニ立サセラルヘキヤ否ノ事」を含めた七箇条にわたる伺書を出して宸断を願うも、重大案件により詮議中として裁定されなかった。明治二十三年になり、宮内省図書寮による皇統譜編製において再び聖裁を求めて上申するがこの時も裁定はなく、二十八年に脱稿した皇統譜稿本では、長慶天皇を「皇統第九十八」としつつも、附箋で「此天皇御代数ニ加ヘ奉

ルベキヤ否ヤノ儀伺中」として保留とされた。<sup>(18)</sup>

ところで、明治初期において南北朝のいずれを正統とするかをめぐっては、明治初期は王政復古の思想的基盤の一つである水戸学が説いた南朝正統が当然と受け止められたが、南北朝合一から江戸初期までは世系となる北朝正統が通常であったため、公的に両朝のいずれを正統とするかは確定されず、現実には両朝併存・同列の扱いがとられた。しかし明治四十四年の南北朝正閏問題を受けて、同年三月三日に後醍醐天皇より後小松天皇までの皇統を後醍醐天皇、後村上天皇、後龜山天皇、後小松天皇とする聖裁が下された。<sup>(19)</sup> たゞこの時も、長慶天皇については、二月二十八日の桂太郎内閣総理大臣による上奏文に「史家或ハ後村上天皇ノ次ニ長慶天皇ヲ加フルモノアリト雖、長慶天皇ノ御在位ニ付テハ史家ノ議論一定スル所ナク、加之宮中ニ於ケル御取扱モ未タ確定セサル趣ナルヲ以テ、今日ニ於テハ之ヲ御歴代中ニ加ヘス、更ニ他日御在位ノ事實判明ノ場合ニ於テ、御歴代ニ加ヘラルルコトニ併セテ聖裁ヲ仰カレ度」と、皇代加列は保留とされた。<sup>(20)</sup>

一方、皇統譜令の作成をめぐる動向<sup>(21)</sup>については、明治二十二年二月十一日制定の明治皇室典範で第三十四条に「皇統譜及前条（皇族ノ誕生命名婚嫁薨去）ニ関ル記録ハ図書寮ニ於テ尚蔵

<sup>(22)</sup>ス」と定められたことにより、翌二十三年にかけての臨時皇室制度取調局における皇族令案の起草作業時より皇統譜関連の規定作成の取り組みが見受けられ、同局廃止後の二十四年に宮内省出仕であった矢野文雄による皇族令案でも「皇統譜及ヒ皇族記録」に関する規定が設けられたが成案とはならなかった。その後、三十二年に皇室制度調査局が設置されて皇室制度の整備が図られ、三十九年には皇統譜令及び皇統譜令施行規則が上奏されるものの制定に至らず、四十四年にも皇統譜令案の検討がなされるなど、明治皇室典範制定直後から作成への動きが断続的に見られるが、結局いずれも頓挫した。

しかし大正五年、梨本宮方子女王と李王世子との婚約に伴い朝鮮王公族に関する軌範の制定が必要となったことを背景に、皇室制度調査局副総裁を務めた伊東巳代治が提起した、皇室関係法典の完備事業が目下の急務であることを訴えた「皇室制度再査議」により、宮内大臣の管理に属する皇室制度審議会が設置された。同会の総裁に任ぜられた伊東は、皇室関係諸法令の作成・再査を分担して行うものとし、その一環として「皇統譜令及施行規則」についても草案整理がなされたが、皇統譜令案の再審査を行うに当たっては、最終的に皇統の代数その他重要な史実が確定されない限り同案の施行は果たせないとした。こ

うして大正十三年に臨時御歴代史実考査委員会が設置され、同  
 会総裁にも伊東巳代治が就任して、宮内大臣牧野伸顕より「長  
 慶天皇ヲ皇代ニ列スベキヤ否」を含む三項が諮問され、附帯事  
 項として八項目にわたる意見聴取が求められた。

この時、臨時御歴代史実考査委員会の委員を務めた一人に平  
 沼騏一郎がいた。平沼は委員に就任した大正十三年三月当時、  
 枢密顧問官をはじめ、民間でも日本大学及び大東文化学院の総  
 長等のほか無窮会会長を務めていた。無窮会は、大正四年に井  
 上頼圀旧蔵書を中核とする神習文庫の開設を機に、平沼が同志  
 らとともに発足した学問・研究機関である。無窮会において平  
 沼は、大正六年に調査員として清水正健を招聘し、古典の調査  
 研究に従事させていた。

清水正健は旧水戸藩出身で久米幹文や栗田寛に師事し、明治  
 十五年から二十九年の間、彰考館にて『大日本史志表』の校合  
 等に携わった。大正元年には、明治三十九年完成の『大日本史』  
 のうち「国郡志」に誤謬が多いことから、徳川家に進言して特  
 命をもって校訂・改刻に従事し、『大日本史』の完璧を期した。  
 晩年には義公生誕三百年記念会の委嘱を受けて『大日本史』全  
 巻に頭書・傍訓を施した『頭書傍訓大日本史』（大日本雄弁会  
 発行）を昭和三年から四年にかけて刊行するに至った。また昭

和四年には、昭和天皇が特別陸軍大演習統監のため茨城県下に  
 行幸した際、御前にて「大日本史の編修に就て」の講演を行う  
 榮譽を得ている。主な著書に『水戸文籍考』（明治三十五年刊）、  
 『莊園志料』（昭和八年刊）がある。「最後の水戸学者」といわ  
 れ、昭和九年の逝去にともない、従六位を追賜されている。

無窮会での清水は、平沼の下命を受けて皇統や皇族に関する  
 古法旧制の考証編修に携わり、大正六年から七年にかけて『帝  
 代考説』、『皇族世表』及び『皇族考証』をまとめている。これ  
 らのうち、『帝代考説』は上下二巻からなり、「神功皇后は終生  
 后位に居て宸極に登らざる考説」や「飯豊青皇女は断じて帝代  
 に加ふ可からざる考説」、「弘文帝代は改動すべきものに非る考  
 説」等の皇統に関わる諸問題に関する主要な史資料・論考を掲  
 げて各々に自らの論評を加えた体裁となっており、下巻では「長  
 慶院集説」と題して、塙保己一の「はなさく松」をはじめ、八  
 代国治による「長慶天皇御即位に就ての研究」までの三十一本  
 の長慶天皇在位・非在位をめぐる主な論考群とそれらに対する  
 自説が収載されている。その総説において清水は、八代の論考  
 が長慶天皇の在位を実証的に明らかにし、これまでの在位・非  
 在位をめぐる諸論説を「漸滅灰燼」・「雲散霧消」に帰すものと  
 評している。『帝代考説』や『皇族世表』、『皇族考証』の三書は、

大正六年に平沼により帝室制度審議会にて同会総裁の伊東に提出されて審理の上で参考に使せられ、さらに大正十三年設置の臨時御歴代史実考査委員会では、清水本人が御用掛を拜命して、皇統や皇族に関する調査に直接従事した際の緊要な調査資料となった。殊に『帝代考説』の「長慶院集説」は「長慶天皇カ御歴代列ニ在ラセラルコトノ明確ナル調査ヲ遂ケタル功勞少カラス」の評価がなされている<sup>(25)</sup>。また、清水の「長慶院集説」に所載の各論考に対する論評を大正七年に八代国治は書写させており、大正五年の『史学雑誌』上における「長慶天皇御即位に就ての研究」発表後、九年に『長慶天皇御即位の研究』を上梓するまでの間に、長慶天皇在位に関する研究を加筆し充実させる上で活用したものと見ることができ<sup>(26)</sup>。

以上のような長慶天皇の在位を確認づける史料の発見や諸研究の成果をもとに、臨時御歴代史実考査委員会は長慶天皇を皇代に列せざるべきと認める旨を宮内大臣に答申した。宮内大臣一本喜徳郎は、皇室の大事ゆゑ詔書をもって宣告すべきとし、内閣総理大臣との合議を経て、大正十五年十月二十日、枢密院にて「長慶天皇ヲ皇代ニ列セラルノ件」が全会一致にて可決された。これにより、翌二十一日、長慶天皇の皇統加列の大詔が渙発されるとともに皇統譜令が皇室令をもって制定され、皇統

の代数が確定するに至つたのである。<sup>(27)</sup>

### おわりに

長慶天皇の皇統加列の大詔を受けて、國學院大學では大正十五年十月二十五日、長慶天皇在位の有力な史料を発見した功勞をもつて、皇室より御紋章附銀盃を下賜された故八代国治の功績顕彰会並びに追悼祭と武田祐吉への功績表彰が講堂にてなされ、あわせて別室では長慶天皇即位に関する資料展覧会が催された。同日夕刻からは青山会館において、学長芳賀矢一による大詔奉読と、臨時帝室編修官長三上参次による「長慶天皇皇統御加列に就いて」及び宮内省図書寮編修課長芝葛盛の「長慶天皇を仰ぎ奉りて」の講演からなる大詔奉読会並びに記念講演会が開催されるなど、大学を挙げた様々な奉祝事業が執り行われた<sup>(28)</sup>。

この時の講演の結論で芝葛盛は、これまでの長慶天皇在位・非在位をめぐる議論について、次のように評している。

要するに数百年に亙りまして、御在位論者と云ひ或は御在位否定論者と云ひ、永い間互ひに研究して論難切磨を重ね

た結果でありまして、永い間其両論者が色々と苦心した其賜物に依つて、始めて今日の斯う云ふ結果を見たのであると云ふことは、私の決して疑はぬ所であります。決して最近の研究のみに依つて是が確定したと云ふことではないので、是は従来からの永い間、諸学者の攻究された学説の結果、更にそれに新しい一つの光りを加へまして今日決定することを得るに至つたものであると云ふやうに考へたいと思ふのであります。

芝はこれまで在位説・非在位説の両説があり、今回在位が確定したことで、非在位説が敗れて在位説が勝利したと見る者がいるが、従来の在位説にも史実に反する認識があり続け、今回の在位確定を在位説の延長上に捉えるのは誤りであるとしている。さらに近年の新史料の発見が在位確定の導火線となつたと述べつつも、右のように、在位・非在位をめぐつて長きにわたり積み重ねられた議論が土台にあり、そこに新史料の発見が加つたことで、今回の在位確定に至つたと総括している。同様の見解を清水正健も説いており、前述のように、八代の業績により当時までの長慶天皇の在位・非在位をめぐる議論を「漸減灰燼」・「雲散霧消」させたとして評するものの、続けて「事の此に

至れるもの、前人各心力を竭して、甲論乙駁、窮して後、始めて通じたるもの、八代氏正説の出づる、決して偶然に非るを知る」と、これまで数多の議論があればこそとしている。八代自身もまた『長慶天皇御即位の研究』の凡例にて「余が本論を研究し得たるものは、江戸初期以来の先哲が各熱誠を籠めて甲論じ、乙駁し質実なる研究を遂げし賜なり」と述べており、江戸・明治期にわたる継続的な研究と議論の積み重ねが、大正期に至り長慶天皇の在位確定に帰結したとの認識が一樣に示されている。

また、長慶天皇の在位・非在位をめぐる研究や議論が、時代を超えて発展的に展開された素地には、江戸期の徳川幕府や水戸藩による修史事業、さらには塙保己一による『群書類従』編纂を端緒に、明治維新以来の皇統の代数確定及び皇統譜令制定をはじめとする皇室制度の整備を期しての歴代天皇の事績に関する調査や、国家による修史事業を通じての史料の収集編纂、無窮会における所蔵史料の調査編修といった諸所にわたる史料の調査研究の成果があつたことも見出せる。すなわち、江戸・明治期にわたる史料編纂事業も、大正期の皇代確定の基礎になつたと捉えられよう。

そして、伝統的な国学・漢字と西洋の近代的学問を整合した



国文学や国史学といった近代人文学の形成による史料の探求と綿密な考証に基づくより実証的な研究方法の確立もまた、長慶天皇の在位を証明することにつながったと指摘できよう。殊に国学を源流とする近代人文学形成の主要な学術的基盤を担ったのが國學院であり、かつ八代・武田の國學院出身者が長慶天皇在位確定の中心的な役割を果たしたことを鑑みれば、江戸・明治期を通じての国学における学問的営為の蓄積が國學院の学問へと結実したことによって、皇統の代数確定が導かれたものと見なせるのである。

註

- (1) 大正十五年制定の皇統譜令については、酒巻芳男『皇室制度講話』第七講「皇統譜及皇室親族制度」(岩波書店、昭和九年)を参照。同令は、終戦後の昭和二十二年五月二日施行の「皇室令及附属法令廃止ノ件」により廃止され、翌三日に現行の皇統譜令が新たに公布・施行された。
- (2) 長慶天皇の皇代加列により、長慶天皇陵確定のための調査が宮内省諸陵寮を中心に着手され、昭和十年には宮内大臣の諮問機関として臨時陵墓調査委員会が設置されて調査が一層進められた。しかし、御陵伝承地が皇代加列以前より全国各地に散在していた上、御陵を確定する上で確証となる資料を欠くため難航し、最終的には長慶天皇崩御五百年に当たる昭和十九年、天皇と深い所縁のある場所という「擬陵」の考え方に基づき、長慶天皇の別称である「慶寿院」から推定し

て最適地と見られる京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町慶寿院趾が嵯峨東陵に治定された。長慶天皇陵の確定過程については、外池昇「検証天皇陵」(山川出版社、平成二十八年)三一―三三頁等を参照。

- (3) 江戸・明治期における長慶天皇の在位・非在位をめぐる諸説や議論をまとめたものとして、後述する八代国治「長慶天皇御即位の研究」(明治書院、大正九年初版・昭和二年改版)のほか、芝葛盛「長慶天皇皇代御加列に就ての要旨」(明治書院、昭和二年)を参照。

- (4) 長慶天皇に関係する史資料の引用は、特に明記しない限り、前掲八代「長慶天皇御即位の研究」所載の「研究資料」及び「参考資料」のほか、『長慶天皇実録』(藤井讓治・吉岡眞之監修、ゆまに書房、平成二十一年)や後述の『帝代考説』からの引用による。なお、本稿では引用文に適宜読点を付し、引用文中の「」内は引用者による註を表す。

- (5) 塙保己一の「はなさく松(花咲松)」は、齊藤幸一「はなさく松(花咲松)」(南朝長慶天皇非即位説を論証した著)『温故叢誌』七二、平成三十年)に解説と翻刻がある。

- (6) 木村正辞や黒川真頼、小中村清矩、井上頼国の皇典講究所・國學院における活動については、『國學院黎明期の群像』(國學院大學日本文化研究所、平成十年)を参照。

- (7) 前掲八代「長慶天皇御即位の研究」では従前の在位・非在位両説を細別して、在位説は(一)「弘和元年迄御在位説」、(二)「文中二年御讓位説」、(三)「南朝而立説」、(四)「正平二十四年御讓位説」、(五)「建徳元年御讓位説」、(六)「正平二年以後受禪弘和二年迄御在位説」、非在位説が(七)「一帝両讓説」、(八)「御即位否認説」、(九)「南朝三代及び三世説」の計九説にまとめているが、両天皇の親縁・不和といった間柄如何に関する意見の相違等までも含めると、さらに細かく類別できる。

- (8) 齊藤智朗・藤田大誠「近代人文学の形成と皇典講究所―國學院―國學院の学術資産に見る伝統文化研究発信の現代的意義―」(『モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践―國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター』、平成二十四年)、藤田大誠「近代国学と人文語学の形成」(井田太郎・藤巻和宏『近代学問の起源と編成』勉誠出版、平成二十六年)等を参照。
- (9) 明治期の修史事業については、坂本太郎『日本の修史と史学』(至文堂、昭和四十一年)、大久保利謙『大久保利謙歴史著作集7 日本近代史学の成立』(吉川弘文館、昭和六十三年)等を参照。
- (10) 八代国治については、前掲「長慶天皇御即位の研究」改版所収の沢田章「八代国治君小伝」のほか、井野辺茂雄「文学博士八代国治君の事ども」(『房総郷土研究』六一―六、昭和十四年)、高柳光寿「八代国治先生のこと」(『五十年の回顧』国史学会、昭和三十四年)を参照。なお、八代の旧蔵史料が國學院大學図書館に所蔵されており、一部はデジタルライブラリーにてオンラインで公開されている。同史料については、堀越祐二「八代国治旧蔵史料について―中世文書を中心に―」(國學院大學 校史・学術資産研究)三、平成二十三年)を参照。
- (11) 明治四十一年初版の『国史大辞典』における「天皇」の条項では、代数をめぐる議論がまとめられており、長慶天皇のことも取り上げられている。『国史大辞典』編纂について八代自身が述べたものに「国史大辞典編纂苦心談」(『國學院雜誌』一四―一九、明治四十一年)が、江戸前期より唱えられた長慶・後龜山両天皇の名がともに「ヒロナリ」と同訓であるとして同一人物と見なす「一帝兩諱説」に対しても、八代は「姓名録抄」等の訓に従うと、長慶天皇の名である寛成は「ユタナリ」と読み、史料に残されている両天皇の宸筆の筆跡も異なるため、後龜山天皇とは別人であるとして否定している。
- (13) 『武田祐吉著作集』第八卷(角川書店、昭和四十八年)にほぼ同文が
- (14) 掲載されている。  
村田正志「長慶天皇研究に於ける武田博士の功績」(『國學院雜誌』五九―一〇二、昭和三十三年)を参照。長慶天皇在位の根拠となった「畚雲千首」の所蔵者である佐佐木信綱が、武田祐吉により当該史料が発見された経緯を語った談話として、「長慶天皇御在位確認の史料について」(『國學院雜誌』三三―一、昭和二年)があり、同様の逸話を『明治大正昭和の人々』(新樹社、昭和三十六年)における「武田祐吉」の項目でも紹介している。
- (15) 『新葉和歌集』を長慶天皇の御代の撰集と見なすこと、つまり弘和元年までの在位が確認できることは、榎原忠次『新葉和歌集作者部類』(明暦年間成立)や尾崎雅嘉『群書一覽』(享和元年成立)において夙に説かれており、八代はこれら指摘を「一大卓見」と評している。
- (16) 和田英松の『仙源抄』に関する論考は、『列聖全集』(列聖全集編纂会、大正六年)所収の『皇室御撰解題』中「仙源抄」の転載で、花山院家賢や花山院長親(畚雲)、あるいは「長慶院法皇」等諸説あった「仙源抄」の著者について、宮内省図書寮本の奥書から長慶天皇の在位中に著されたことを明らかにしたものである。
- (17) 神功皇后の即位をめぐることは、原武史『皇后考』(講談社、平成二十七年)を参照。また、明治十年代における飯豊青尊の即位認定を唱える史学者を擁する宮内省とこれに反対する漢学・考証史家を中心とする史局との対立の動向については、秋元信英「明治前期の修史事業と飯豊青尊即位説―修史館と宮内省の対峙を中心に―」(『日本歴史』四二〇、昭和五十八年)を参照。
- (18) 長慶天皇の皇代加列をめぐる明治維新から大正六年までの動向については、『御歴代ノ代数年紀及院号ニ関スル調査ノ沿革』三二―三五頁を参照。同書は明治初年以前の皇統の代数等の問題に関する政府及び宮内省による調査や事蹟をまとめたもので、大正六年に図書寮にて作

成され、大正八年に印刷された。

- (19) 前掲『御歴代ノ代数年紀及院号二関スル調査ノ沿革』には、南朝正統は明治四十四年の南北朝正閏問題を受けて確定したのではなく、明治二十四年の皇統譜凡例起草式において「北朝五代ハ後龜山天皇ノ後ニ附載ス」等との勅定がなされた際、すでに公的に確定していたと説明されている(三二頁)。

- (20) 『明治天皇紀』第十二(宮内庁・吉川弘文館、昭和五十年)明治四十四年二月二十八日条を参照。

- (21) 明治皇室典範制定以後の皇室制度の整備過程については、『伯爵伊東巳代治』下(晨亭会、昭和十三年)、島善高『明治皇室典範の制定過程』(小林宏・島善高編著『日本立法資料全集16 明治皇室典範』(上)信山社出版、平成八年)を参照。

- (22) 明治皇室典範の規定に基づき、明治二十四年より宮内省図書寮では皇統譜の編纂が着手され、二十八年に「皇統譜皇帝」を、続いて三十三年までに「皇統譜皇后・後宮」、大正五年には「皇統譜皇親」を完成させた。なお、天皇皇族実録の編修事業は、大正九年より当時図書頭であった森林太郎(鵬外)の計画立案により本格的に着手され、昭和十九年に完了している。図書頭時代の森については、大塚美保『皇室制度審議会と鵬外晩年の業績』(『聖心女子大学論叢』一一七、平成二十三年)等を参照。

- (23) 清水正健については、照沼好文『水戸の学風』特に栗田寛博士を中心として、第五章「栗田史学の継承―正健清水翁の史業―」(水戸史学会、平成十年)、石田肇『清水正健にかかわる二三の新資料と著作一覧』(『東洋文化』三二五、平成十五年)等を参照。

- (24) 『昭和天皇実録』第五(宮内庁・東京書籍、平成二十八年)昭和四年十一月十七日条を参照。御前講演「大日本史の編修に就て」は、『御前講演集』(茨城県、昭和五年)等に所収。

- (25) 国立公文書館所蔵『叙位裁可書』所収「故清水正健位記追賜の件」。

清水正健の帝室制度審議会ないし臨時御歴代史実考査委員会との関わりについては、照沼前掲書のほか、鈴木望『平沼騏一郎博士と神智文庫―帝室制度審議会との関連に就きて―』(『東洋文化』三三四、平成二十年)を参照。

- (26) 國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター所蔵の八代国治の自筆草稿類を中心とする「八代国治関係資料」(整理中)に所収の「長慶院集説」と題する史料の末尾に「大正七年一月十日令写之八代国治」との朱書きがある。また「長慶天皇御即位の研究」の「凡例」には、八代が同書所収の参考資料の収集に当たり、田邊勝哉の助力を得て、宮内省図書寮とともに無窮会が所蔵する諸本の閲覧謄写を行ったことも明記されている。

- (27) 皇統の代数確定及び皇統譜令の制定過程については、『昭和天皇実録』第四(宮内庁・東京書籍、平成二十七年)大正十五年十月十九日、二十日、二十二日条を参照。皇統譜令を含めた大正後期における皇室制度の整備過程を当時の政治情勢とあわせて検証した研究として、西川誠「大正後期皇室制度整備と宮内省」(『年報・近代日本研究』二〇、平成十年)を参照。

- (28) 『國學院雜誌』第三三卷第一号(昭和二年)には、三上参次・芝葛盛の両講演録をはじめ、奉祝事業に関する詳細な記録が掲載されている。

- (29) 芝葛盛は図書寮編修官に就任して約二年後の大正五年七月、武田祐吉が佐佐木信綱所蔵『畹雲千首』奥書を発見して帝国大学文科史料編纂部に提供した際に閲覧しており、この時長慶天皇の在位を証明できると確信し、自らの考証を加えた「長慶天皇ヲ皇代ニ列シ奉ルヘキ議」を草して翌八月七日付で図書頭山口銳之助に提出した。これにより十一月二十二日に図書頭より宮内大臣波多野敬直宛で「長慶院天皇ヲ皇代ニ列シ奉ルベキ議」が建議され、翌十二月五日には皇統譜に関

する諸問題を審査する機関として「皇統譜料調査委員会」設置も上申  
されていた（『御歴代ノ代数年紀及院号ニ関スル調査ノ沿革』五八―  
六〇頁）。

〔附記〕 本稿は、令和元年度國學院大學国内派遣研究の成果である。